

## ＜使用許可条件＞

- ア 下記の基本的な新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、使用してください。
- イ 新型コロナウイルスの感染状況次第では、利用を中止することがあります。
- ウ 新型コロナウイルスの感染状況により貸館を中止した場合に生じた損失については、市は補償いたしません。
- エ 当日の参加者の氏名及び緊急連絡先の名簿を作成し、2週間保管して下さい。感染が疑われる人がいた場合、関係機関へ情報提供をしていただく場合があります。

## 記

### 【施設使用にあたっての基本的な感染症対策】

- ① 来館前に検温を行い、発熱がある場合は来館しないでください。
- ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えてください。
- ③ 施設を使用する前には、手洗いの徹底又はアルコール消毒液による手指の消毒を徹底してください。
- ④ 施設の定める会議室等の上限人数以下で使用してください。
- ⑤ 厚生労働省及び山形県のマスク着用の方針に基づき、施設内ではマスク（不織布マスク推奨）の正しい着用及び咳エチケット・会話の抑制にご協力ください。
- ⑥ マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短く切り上げる」といった行動を取ってください。
- ⑦ 常時又は定期的（30分ごとに1回、5分程度）に、部屋の全ての扉・窓を全開し換気を行ってください。
- ⑧ 使用後は清掃とともに、室内の高頻度接触部位（電気スイッチ等）や、備品（机やイス、マイク等）の消毒へのご協力をお願いします。

※使用日が休館となった場合は、使用許可証を交付済であっても、利用できませんのでご了承ください。